

「新平野西小学校安心ルール」

令和8年4月

<基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、問題行動などに対する未然防止の取り組みです。あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的なきまりや生活・学習での約束を伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進んで勉強する ・ 人（友達）に親切にする ・ 嘘をつかない ・ ルールを守る 				
してはいけないこと 第1段階	・ 授業に繰り返し遅れる	・ 友達に対して、嫌がる言動がある	・ 指導を素直に聞入れない場面がある	・ 「学校のきまり」を守らない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談活動の充実 ・ その場での個別指導 ・ 集団への問題提起 ・ 継続的な個別指導と点検 ・ 保護者（家庭）との連携 ・ スクールカウンセラーや生活指導員との連携 ・ スクールソーシャルワーカーの活用
第2段階	・ 授業のじゃまになることをする		・ 指導に対して自分勝手な理由で抵抗し受け入れない。		
第3段階	・ 授業（教室）に入らない	・ 友達に対して、言葉の暴力や暴力行為がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導に自分勝手な理由で激しく抵抗し受け入れず、教職員に暴言（暴力）がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 万引きや万引きの強要 ・ 金品の強要 ・ 喫煙など ・ 法律に違反するようなこと 	
	<p>第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。</p>				

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいつでも丁寧な立ち直り支援を行う場所です。